

# 告示

## 埼玉県告示第千百一十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第六二七号	肥料の種類	蒸製骨粉	肥料の名称	1. 0 蒸製骨粉 2	保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	株式会社イシダ 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番地一号
	埼玉県 第六二八号	蒸製骨粉	1. 0 蒸製骨粉 2	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	ミヤコ製肥株式会社 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番地一号				

第六一 一 号	埼玉 県
肥料	副 産 石 灰
料	副 産 石 灰 肥
定規格 のとおり	アルカリ分 四〇・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公
	朝日アグリア 株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地